

群馬用水のあゆみ

～地域とともに生きる群馬用水～

第3回

元群馬用水土地改良区常務理事 久住 三郎 くすみ さぶろう

8. 附帯県営・市町村営事業 — 苦難の事業推進と米一俵論 —

公団営事業は始められましたが、問題はこれからでした。総論（公団営事業）は賛成であるとの結論は得ましたが、それから先の県営かんがい排水事業（支線水路）や末端事業（ほ場整備、畑地かんがい整備ほか）を実施しなければ用水の利用ができないからです。

そこで、地元農家への説明の方法などの検討を関係市町村長会議や事務担当者会議を通して行い、その後各市町村において地元説明会を開催しましたが、なかなか良い結果が出ないでいました。そんな中、もっと詳しい説明を集落毎に実施してほしい旨の強い要望が出されたことから、理事長を先頭に、再度事業内容を周知させることとしました。しかし、担当者による説明は専門的で数字的なため、なかなか理解してもらえなかったのです。

それを見ていた岡田理事長は、業を煮やして「君らの説明は数字を並べるだけで、内容は真実であっても農家の皆さんには理解しにくい。もっと分かり易く、この地域では陸稲を作っても一反あたり平均3俵しかとれないのが現状であり、群馬用水の水を引いて開田すれば一反あたり7～8俵はとれる。だから、4俵ぐらいは増産となり、その内の1俵を毎年事業の償還に充てていただければこの群馬用水の大事業は完成するのであり、皆さんもこの点を理解してほし

い。これは皆さんのための事業ですから協力し合って完成させてほしい。」と訴えたのです。これが後に『米一俵論』として農家の理解と信頼を得た名言となり、岡田ラッパと言われた理事長もこの説明以来、地元の信望をより一層厚くしました。

そしてまた、機動組織として集落毎に2～3人、1市町村100人以上という実行委員会をつくり、事業推進にあたったことなどもあり、その後の事業同意取得は思いの外進んだのでした。

（1）県営かんがい排水事業

県営かんがい排水事業は、農林省の全体実施設計をもとに実施設計を昭和39、40年度の2カ年間行い、昭和41年4月には、同意率82.6%をもって施行申請を県へ提出しました。そして、7月に着工となったのでした。

その後、公団営事業や末端事業との整合を取りながら、工事を進めて行きました。

その中、昭和44年政府は、米の生産調整に伴う開田抑制を打ち出したことから、本事業の



建設中の県営支線水路

柱ともいべき田畑輪換^{*}による開田は、中止せざるを得なくなったのでした（詳細は後述）。その一方で、昭和47年には冬期の水利権が許可され、念願であった年間の水利権を得られたなどの出来事がありました。

このような事などを総合的に勘案して、昭和48年度に計画変更（受益面積9,778ha）を行い、そして昭和53年度には、支線水路92kmなど全ての工事が総事業費35億円をもって完了したのでした。

^{*}田畑輪換…農地を、水田と畑に数年ごとに交換利用する方式。



上之原高架水槽

(2) 末端事業

末端事業は、対象面積が広く関係市町村も多いことから、なかなか整備方針が定まらないでいました。そんな中、早期に事業効果を求める地区においては、他に先行して準備を進め、昭和41年度に市町村営の第1次構造改善事業で整備を始めたのでした（以後45年度までに合計8地区、704ha、総事業費16億円で完了）。さらに、基幹事業の進捗に合わせた大型予算で、短期間に広範囲の整備が可能な事業制度を国に強く要望していました。

その結果、昭和41年度に「大規模ほ場整備調査」が制度化され、幸いにも群馬用水地区が県営の調査地区として採択されました。この採択要件としては、「将来とも農業地帯として発展することが確実であり、水利用や土地利用の状況から見て一体をなしていると認められる受益面積3,000ha以上の農地を対象とする」というものでした。そして、翌42年度には「県営群馬用水大規模ほ場整備

事業」として、岩手県の和賀中央地区とともに全国に先駆けての事業採択となりました。

法手続は、本地区の場合、関係地域が17市町村にも及ぶことと、速やかに事業に着手・事業の推進が図られるようにと、国との協議・承認を受けて受益地域を8団地に分割し、それぞれが独立した土地改良事業として手続きを行いました。それ以後、順次工事着手していったのでした。

当時は養蚕農家が70%を占め、養蚕が基幹作物として農家の現金収入源であったため、桑園に対する扱いは特に慎重を要しました。場合によっては桑の樹齢まで調査し、換地^{*}の組み込みの際に考慮したのでした。しかし、昭和50年代になると養蚕が不況となり、桑園については全て抜根し全面整地を行うこととしました。

換地手法ですが、当初は事後換地方式（昭和50年以降は事前換地）で行いました。当時の工事計画図は現地との誤差が相当あって、工事がある程度進まないとは換地作業に入れなかったことから、一時利用地の指定作業が遅れると共に、換地処分事務まで手が付けられない状態でした。そこで、新たな現況図作成を県に要望したところ、改良区



今も残る僅かな桑園



PR 世界文化遺産：富岡製糸場（画像提供：富岡市、富岡製糸場）

が受託して作製することとなったのです。この作業は膨大であり、改良区のみで出来るものではないことから、一部を測量会社に再委託して完成させ、その後は、何とか工事実施年度とほぼ同時期に一時利用地の指定が出来るようになりました。

また、大規模ほ場整備事業に対する年度予算は、事業の目的に適うよう多額の予算割当がありましたが、その額に対応する実施区域がまとまらず、毎日のように可能性のある地域に対し説明会を開催し、説得を行いながら実施地区を決定していくようなことも多々ありました。

このような状況を乗り越えて、昭和55年に最終的な開発別面積を確定すると共に、用水計画の全面的見直しを行い、平成元年度の換地処分登記終了により大規模ほ場整備事業（受益面積5,593ha、総事業費169億円）は完了したのでした。これをもって全ての「群馬用水事業」は、完成したのであります。

※換地…土地の区画等の所有者や耕作者を決めなおすこと。

9. 群馬用水の危機

(1) 開田抑制政策

前述のように群馬用水事業は、公団営事業の昭和39年度着手から末端事業の平成元年度完了において完成を見ましたが、一時、事業の存続が危ぶまれた時期がありました。それは、昭和44年に始まった米の生産調整による新規開田抑制措置でした。

昭和45年10月6日付けの朝日新聞に、開田抑制の影響について群馬用水を例に「狂った農



チューブかん水（なす）

家の思惑」という特集記事がありました。内容を要約すると「いつ実現するか分からない大型計画だから‘夢の用水’といわれた群馬用水。構想が持ち上がってから30年の歳月が経った昨年、幹線水路の完成で‘夢’ではなくなった。が農家の表情に爆発的な喜びはない。“米の生産調整”一歳月は、国の農政を土台から変えていた。用水を使って米を増産、その一部を事業の負担金に当てようという受益農家の思惑は、すっかり狂ってしまったのだ。“揺れる農政”を群馬用水事業に見た。」というものでした。

また、読売新聞は「群馬用水“本格活用前に事業は足踏み”“希望農家が激減”」と報じました。

このように群馬用水事業の柱ともされていた田畑輪換による開田が出来なくなり、受益農家の事業参加意欲の減退、完成している公団営施設との整合や建設負担金の滞納等、まさに存亡の危機に遭遇したのであります。

そこで群馬県は、畑地かんがいを柱として推進していくため、県耕地開発課に畑地営農係を新設し、利水営農形態確立に向けた指導体制の強化を図ると共に、新たな「群馬用水地域農業振興計画」を策定したのでした。

一方、社会・経済状況の変化による受益地域内の他事業開発や需要の増大する水道用水等の面では、群馬用水は垂涎^{すいぜん}の的となりつつありました。このことから群馬県は、開田抑制などにより発生する余剰水対策などとして、昭和51、52年度の2ヶ年に渡って、県単独事業の「群馬用水利水高度化調査」を実施し、用水計画の最終とりまとめを行ったのでした。



スプリンクラーかん水（ほうれん草）

	田畑輪換	畑かん	用水補給	計 (ha)
当初 (全体実計)	4,313	4,597	1,295	10,205
利水高度化計画*	442	3,749	3,258	7,449

(※赤城西麓地区は含まない。)

(2) 利水高度化計画

この計画は、水の使い方から見直し、土地改良区の財政再建を図る、いわば群馬用水の「合理化計画」でありました。

「群馬用水利水高度化調査」に基づく計画案は、最終的に土地改良区の計画として決定される必要があることから、昭和52年11月理事会に諮



県企業局県央第一水道施設

りました。ところが、余剰水の転用を巡って予想外に紛糾し、結果、特別委員会を設置して審議することとなったのです。その後、7回の特別委員会等を経て、ようやく昭和55年3月の総代会で「利水高度化計画」が議決されたのでした。

その主な内容としては、

① 開発目的別面積の見直し

水田開発が出来なくなったことや干ばつが続いて既成田への補給水要望が増加したことなどから受益地域を見直しました。

② 余剰水の転用

・農業用水…(新規) 国営かんがい排水事業赤城西麓地区 2,400ha

※当初は群馬用水幹線水路からのポンプアップ計画でしたが、昭和60年根利川ねりがわから独自に取水し、自然流下方式によりかんがいすることとなりました。

・水道用水…16市町村

この利水高度化計画を県庁で担当した小林猛正たけまさ氏(元群馬用水土地改良区常務理事)は、次のように思い出を記しています。

ー水利権についてー

変更後(利水高度化計画)の群馬用水、赤城西麓用水、水道用水の計画を率直に積み上げてこの容量(既得水利権量)に合致するはずもないが、結果としては既得水利権と同容量、つまり水を一滴も余さない用水計画ができあがった。「算盤と鉛筆ならではの苦心作」は冗談とも受け取れるが、むしろ苦心はと言えば常に水利権折衝の難しさを念頭に置きながらの水勘定にあった、とは言える。

建設省から「余剰水は一旦公水に戻すべき…」と言われても「利根川には迷惑を掛けない水の内部活用である」といった原則論から始まる厳しい河川協議であったが、土地改良区の運命を賭けた計画であり、県を挙げての計画である。一步も引き下がれない折衝であった。

ーアロケーションと精算計画についてー

この利水高度化計画の精算計画を立てるにあたっての前提は、水を譲る側の群馬用水受益者の既定負担を上げることなく土地改良区の財政再建を図ることである。しかし、土地改良区だけが満足すれば良いというものでもなく、群馬県の多目的用水として将来にわたって誰からも評価される利水高度化計画でなければならないのである。

例えば、土地改良区の償還不足額を充たすまで水道用水の分担額を上げてゆく方法もある。しかしこの場合、住民の水道料金への跳ね返りもさることながら、水道分担額うちの58%は、精算計画に組み込めない国への補助金返還額となるので、オール群馬で考えれば得策ではない。そこで表向きのアロケーションでは水道分担をできるだけ低くして、このために生じる精算不足額は、県が土地改良区に直接交付して充足することにした。

(中略)

精算計画の「精算」は、字句間違いと知りながら敢えて最後まで通した。「清算」では、この計画に似合わないなどと今思えばおかしいが、当時のそれなりの思い込みでもあった。